

## 「性的人格権」再論

### －「性風俗は有害業務」とする価値観の変更の必要性－

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：性的人格権・職業安定法・売春防止法

#### 1. 研究目的

発表者が初めて、「性的人格権の構想－女性福祉基本法（仮称）が有すべき人権価値とは－」として問題提起を行ったのは、26年前の本学会第43回全国大会〈女性福祉〉分科会においてであった。その研究報告概要では、「…『人格と密接不可分の性的事柄・性的行動に関して、それへの脅威・侵犯となるような暴力を排除し、自己選択・自己決定の自由を発展させていく権利』として性的人格権を構想し、展開していく必要があるだろう。性的人格権はそれ自体固有の人権領域であり、性的自由権（性的自己決定権）やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）などを包摂しながら形成される権利体系と言えよう。」と論述した（日本社会福祉学会第43回全国大会研究報告概要集〈1995年淑徳大学〉468~469ページ／なお発表者の性的人格権の記述についての初出著書は片居木『社会福祉における人権と法〔三訂版〕』一橋出版、2001、140~142ページ）。「業としての性交及び性交類似行為提供」（以下、業としての性販売）状況下にあっても、その個人にとっての性的人格権は不変的なものとして、保持され確保されるべきものである。

今回の発表は、改めて、性的人格権を「性売買防止から性売買状況下にあっても性的人格権」として再構成し、その重層性・多面性に着目して、いわゆる性売買をめぐる「権利派」と「人権派」との間に架橋的視点の共有化を探ることを試みる。また性風俗（業としての性販売）を「有害業務」として職業安定法第63条を適用の対象とする価値観の問題点を衝き、売春防止法改正案としての私案、仮称「性売買の防止及び性販売状況下にある者に対する福祉に関する法律（略称、性売買防止・福祉法）」を提示するものである。

#### 2. 研究の視点および方法

性的人格権のその権利論的展開を通じて職業安定法第63条2号の問題点を明らかにし、売春防止法改正としての「性売買防止・福祉法」への転換像（私案）を提示するという論考方法をとる。なお用語として、「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方に性販売を行い、及びその性サービスを購買（性購買）する行為」を「性売買」とする。

#### 3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程の遵守。とくに第7条（知的所有権の侵害の禁止）及び第9条（剽窃・捏造・改竄の禁止）の遵守。

#### 4. 研究結果

発表者はこれまで「性的人格権」の理論的構築を目指し、「人間の尊厳に由来する性的自由（強制、脅迫、恐怖からの自由）や性的自己決定（自立、自律、自治への自由）を基本性質として、暴力性を排除していく自由権、オリエンテーション（性的指向）をふくむ

性による差別的取扱いの撤廃をめざしていく平等権、ジェンダーに敏感になる視点からの積極的で多面的な施策を要求していく社会権、これらの要素を集合させたところの、セクシュアリティという人格価値についての、「個人にとって固有の具体的権利」と定義することを試みてきた。この定義及び解釈によれば、性的人格権は、「性売買防止」から現に業としての性販売状況下にある者の生存としての「性という人格」までをも擁護するという、選択された性的行為の具体的局面に応じて展開するダイナミズムを有すると考えられる。性的人格権は、「性売買防止から性売買状況下にあっても性的人格権」として重層的・多面的に保持され確保されていくべき基本的人権として、さらに人権理論的にも鍛えられていくことが求められているといえるだろう。

性風俗関連特殊営業（「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」〔以下、風営法〕。風営法によれば合法）に関しては、職業安定法が適用される場合が多い。同法第63条は「次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。」とし、「一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者」「二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者」と規定する。とりわけ性風俗は「公衆道徳上有害な業務」とみなされ、同法適用の対象とされてしまう。「公衆道徳上有害な業務」との法適用は、業としての性販売状況下にある者の性的人格権を傷つけることにつながり、「公衆道徳上有害な業務」との認識は、売春防止法第1条に内在する「性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」—性秩序原理—と符合する。「公衆道徳上有害な業務」を「健康及び人権尊重の理念に照してそれを害するおそれのある業務」との文言に改正し、そして少なくとも性風俗全般への一律的な同法適用を変更させ、「性風俗は有害業務」との差別的価値観の転換を迫っていく必要がある。

## 5. 考察

性的人格権を基礎に、「性売買の防止及び性販売状況下にある者に対する福祉に関する法律（略称、性売買防止・福祉法）」として「私案」してみると、第1条（目的）「この法律は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を支援するものとして、誰もが社会的及び経済的要因から、業としての性販売状況に追い込まれることのない社会の実現を目指して、性販売対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、性販売対策に関する基本事項を定めること等により、性販売及び性購買（以下、性売買という。）対策を総合的に推進して、性売買防止を図り、あわせて、現に性販売状況下にある等、困難を抱え、不利な立場に置かれている者の健康、労働及び福祉にかかわるニーズに配慮し、その相談その他の援助を通じて、全ての国民の性という人格に関する権利を擁護することに資することを目的とする。」との文言化が可能だろう。性的人格権は法に潜む性秩序原理を点検・克服するに当たって、その根拠となり得るものである。